融資商品説明書（一般個人ローン）

商品名	・一般個人ローン（一般社団法人しんきん保証基金保証付）
融資形式	証書貸付
ご利用いただける方	次のすべての条件を満たす個人の方とさせていただきます。 ・満２０歳以上の方。 ・安定継続した収入のある方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方。 ・当金庫の営業区域内に居住または勤務する方。
お使いみち	・健康で文化的な生活を営むために必要な次の資金です。 ①お申込みご本人とお申込人の家族（配偶者・親・子・孫・兄弟）が、健康で文化的な生活を営むために必要な資金。 ※お申込日時点で、支払日から１ヵ月以内のものに限り支払済み資金も対象となります。 ②お申込みご本人が、上記資金①を使途として当金庫から借入れた証書貸付型消費者ローン（借換え直前３ヵ月の約定返済で、３営業日以上の履行遅滞が１度もないものに限ります）の借換資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます）。 ③お申込みご本人が、当金庫から借入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金（当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限ります。また、他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借り換えは除きます。） ただし、次のア～カの資金はご利用になれません。 ア．事業性資金、イ．株式取得資金、ウ．投機的資金、エ．税金支払資金、オ．転貸資金、カ．旧債返済資金 ※正式なお申込み時の見積書・注文書等は、お申込み金額が100万円以下の場合、パンフレット・口頭でも可。 ※資金はできる限りお振り込みください。ただし、所要資金支払方法が振込の場合は、振込とさせていただきます。また、自営業の方は、振込条件とさせていただきます。
お借入限度額	・５００万円以内（１万円単位）。
ご融資期間	・３か月以上１０年以内。
お借入利率	・新規お借入利率は当金庫所定の利率を適用させていただきます。 なお、新規お借入利率は金融情勢などに応じて変動いたします。 （元利均等毎月返済の場合、付利単位１円。元金均等毎月返済の場合、付利単位100円。） ・固定金利、変動金利のいずれかをご選択いただけます。 ・固定金利 新規お借入利率を、ご融資期間中適用します。 ・変動金利 お借入利率は、毎年４月１日と１０月１日の当金庫の短期プライムレートに連動する変動金利型長期貸出基準金利を基準として年２回見直しを行い、６月と１２月の約定返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。
金利優遇	・お申し込み時に、以下のお取引により、優遇金利をご利用いただけます。（別途金利優遇キャンペーン等の金利プランを設定している場合は、この優遇の対象とはなりません。）各利率などの詳細は窓口へお問い合わせください。 取引内容①～④のいずれか２項目以上で金利優遇 ①給与振込または年金受取指定（※1） ②５大公共料金自動振替１種類以上（※1）（※2） ③カードローンまたはしんきんカード（※１） ④「旭川しんきんアプリ」の契約（※1） （※1）同時契約可 （※2）５大公共料金[電気、電話（携帯電話含む）、ガス（プロパンガス含む）、水道、ＮＨＫ]のうち1種類以上の自動振替②公共料金はクレジット決済可としますが、クレジットの請求明細での確認させていただきます。 なお、当金庫所定の各利率は金融情勢などに応じて変動いたします。
ご返済方法	・元利均等毎月返済方式（ボーナス返済併用もご利用いただけます。） ・ボーナス返済部分の元金は、お借入金額の５０%以内とします。 ※元金均等毎月返済方式の取扱いもございます。くわしくは窓口へお問い合わせください。
保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
保証料	・保証料はお借入利率に含まれています。
保証人・担保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、担保・保証人は不要です。

融資商品説明書（一般個人ローン）

返済試算額の入手方法	・店頭やホームページで返済額を試算いたします。
金利情報の入手方法	・最新の金利水準については、お近くの旭川信用金庫本支店の融資窓口、 テレホンサービス「ハローアスク」（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ ： 0120-74-3874）、ホームページ （https://www.shinkin.co.jp/ask/）　までご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011－221－3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011－251－7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011－221－3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
その他	・本ローンは、①メールオーダーサービスを利用して郵便で、②ＦＡＸを利用して、③パソコン・スマートフォンを利用して当金庫のホームページからインターネットで、仮審査申込みをご利用いただけます。 ・当金庫からのお借入総額が700万円を超える場合は、ご融資実行時までに当金庫の出資会員になることが必要です。 ・お申込みに際しては事前に審査させていただきます。保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・正式なお申込み時に、必要書類（運転免許証、所得証明書、資金使途確認書類等）をご提出いただきます。 ・お借入金額等に応じた印紙代が別途必要になります。 ・資金をお振込みする際の振込手数料（必要な場合）は、お客さま負担となります。 ・金融情勢の変化等により、本説明書の内容を変更または取り扱いを中止する場合がございます。 ・くわしくは、お近くの本支店窓口へお問い合わせください。

- 無理のない返済計画をご検討ください。
- 収入と支出のバランスを大切にしてください。